

令和7年11月定例会 防災・環境対策特別委員会（事前）  
令和7年11月26日（水）  
〔委員会の概要〕

出席委員

委員長 古川 広志  
副委員長 岡田 晋  
委員 福山 博史  
委員 岡本 富治  
委員 古野 司  
委員 重清 佳之  
委員 寺井 正邇  
委員 仁木 啓人  
委員 達田 良子

議会事務局

政策調査課副課長 仁木ちあき  
政策調査課課長補佐 福良 美和  
政策調査課主任主事 丹生 瞳

説明者職氏名

〔危機管理部〕

部長	佐藤 章仁
副部長	川口陽一郎
次長（危機管理政策課長事務取扱）	大井 文恵
防災対策推進課長	明星 康信
防災対策推進課被災者支援推進室長	唐渡 茂樹
消防保安課長	奥田 理悦

〔生活環境部〕

部長	飯田 博司
生活環境政策課長	島 智子
サステナブル社会推進課長	松本 進一
環境指導課長	加藤 貴弘
環境管理課長	田中 麻理

〔保健福祉部〕

部長	福壽 由法
保健福祉政策課長	美原 隆寛
医療政策課救急・災害医療対策室長	岡本 理恵
長寿いきがい課長	島田 深子
障がい福祉課長	杉生 忍

## 〔農林水産部〕

部長	里 圭一郎
次長（水産振興課長事務取扱）	岡久 正治
みどり戦略推進課長	水口 晶子
鳥獣対策・里山振興課長	渡辺 裕恭
畜産振興課長	福見 善之
林業振興課長	須恵 丈二
農山漁村振興課長	中原 幹起
生産基盤課長	若山 健一
森林土木・保全課長	井村 慎也

## 〔国土整備部〕

部長	新濱 光夫
副部長	小津 慶久
道路整備課長	披田 育
住宅課長	藤本 裕幸
住宅課建築指導担当課長	濱 佳孝
河川政策課長	山本 英史
河川整備課長	香川 忠司
砂防防災課長	姫氏原健司
水環境整備課長	細岡 卓也

## 〔病院局〕

局長	姥原 淑文
総務課長	春木 達也

## 〔教育委員会〕

教育長	中川 斎史
施設整備課長	大和 研二
体育健康安全課防災・健康食育推進幹	月本 直樹

## 〔警察本部〕

警備部長	田村 聰
------	------

警備部警備課長

山本 英児

---

【説明事項】

- 提出予定案件について（説明資料）
- 徳島県立西部防災館の指定候補者の選定結果について（資料1）

---

【報告事項】

- 第6期徳島県廃棄物処理計画（素案）について（資料2-1、資料2-2）
  - 新たな「徳島県耐震改修促進計画（素案）」について（資料3-1、資料3-2）
  - 「吉野川総合開発50周年記念式典」について
- 

古川広志委員長

ただいまから、防災・環境対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）  
直ちに議事に入ります。本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。  
まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

佐藤危機管理部長

防災・環境対策関係の案件につきまして、防災・環境対策特別委員会説明資料により御説明を申し上げます。

3ページを御覧ください。一般会計予算の総括でございます。11月補正予算案は、左から3列目補正額欄に記載のとおり、危機管理部関係で2億8,230万円の補正をお願いしており、補正後の危機管理部関係の予算額は、28億236万7,000円、全体の総額は、最下段に記載のとおり、600億7,083万3,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。部局別主要事項についてでございます。危機管理部関係では、防災対策推進課におきまして、防災総務費の摘要欄のア、徳島新時代防災システム構築事業として、災害時に、国、市町村や関係機関との災害情報の共有や避難情報の伝達等を行う災害時情報共有システムの再構築に係る経費、2億8,230万円の補正をお願いしております。

5ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。先ほどの徳島新時代防災システム構築事業につきまして、年度を超えて事務手続や予算の執行を行う必要があることから、2億8,200万円の繰越しをお願いするものであります。

なお、繰り越した予算につきましては、今後、早期の完了に努めてまいります。

6ページを御覧ください。債務負担行為でございます。

まず、災害時情報共有システム運用保守業務委託契約につきまして、令和9年度から令和13年度までの期間で、限度額1億5,000万円を、また、徳島県立西部防災館の管理運営協定につきまして、令和8年度から令和12年度までの期間で、限度額1億4,800万5,000円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

7ページを御覧ください。その他の議案等として、指定管理者の指定についてでござい

ます。

徳島県立西部防災館の指定管理候補者の審査を行った結果、四国開発土木株式会社を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、選定の経緯や提案内容等につきましては、資料1、徳島県立西部防災館の指定管理候補者の選定結果についてに記載しておりますので、御参照ください。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

飯田生活環境部長

この際、1点、御報告させていただきます。

資料2-1を御覧ください。第6期徳島県廃棄物処理計画（素案）でございます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、廃棄物排出量の予測を踏まえた減量等目標値を設定し、目標達成に向けた施策を取りまとめた第5期徳島県廃棄物処理計画の計画期間が今年度で満了するため、新たに第6期計画を策定するものでございます。

計画期間は、令和8年度から12年度までの5年間とし、策定に当たっては、全国の目標値や施策を定めた国の基本方針との整合を図るとともに、今月14日に開催した徳島県環境審議会生活環境部会での御審議を踏まえ、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の新設をはじめ、廃棄物の減量や再資源化に関する新たな目標値を設定しております。

また、目標達成に向けた基本施策については大きく5項目で構成し、リチウムイオン電池等の適正処理を新たな取組として盛り込むほか、小型家電等地域における資源循環の強化やとくしまプラスチックスマートプログラムの推進などに取り組むこととしております。

今後、県議会で御論議を頂くとともに、来月からのパブリックコメントなどを経て、来年2月定例会に最終案をお示しし、今年度内に策定してまいりたいと考えております。

なお、計画（素案）の詳細につきましては、資料2-2を御覧ください。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

新濱県土整備部長

2点、御報告させていただきます。

資料3-1を御覧ください。第1点目は、新たな徳島県耐震改修促進計画（素案）についてでございます。

令和7年度で建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく現計画の期間終了を迎えることから、令和6年能登半島地震の教訓などを盛り込み、建築物・住宅の更なる耐震化・減災化の促進に向けて、新たに計画を策定するものです。

計画期間は、令和8年度から令和12年度まで、大規模地震発生時の建物被害から一人でも多くの県民の命を守り、死者ゼロを目指すことを基本理念とし、計画には、耐震診断や耐震改修を加速、地盤などの立地リスクの把握と周知、アウトリーチ型の啓発、命を守る

ための耐震シェルター・耐震ベッド設置の促進などの視点を盛り込んでおります。

今後のスケジュールにつきましては、県議会での御議論を踏まえ、12月からパブリックコメントを実施し、3月頃の計画の策定、公表に向けて進めてまいります。

第2点目は、吉野川総合開発50周年記念式典についてでございます。

資料はございませんが、去る11月16日、吉野川水系の治水、利水においての要となる、早明浦ダム等が管理開始から50年を迎えるに位置する高知県本山町において国土交通省、独立行政法人水資源機構、四国の4県及び市町村、並びに利水企業など、水源地や受益地に関する全ての関係者の方々に御臨席いただき、これまでの洪水や渇水に対し、ダムが果たしてきた役割と効果を振り返り、感謝する記念式典を執り行つたところです。

この度の節目を契機に、激甚化する水災害への備えを強化するため、改めて、関係する皆様方との連携を深め、吉野川の治水、利水対策に、しっかりと取り組んでまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

### 古川広志委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願ひします。

それでは質疑をどうぞ。

### 仁木啓人委員

今回、報告事項に耐震の計画であるとか諸々の計画がありましたので、これの関連と、またいつ起こるか分からぬということで、急を要するという観点から、この計画が今どのようなものがあるのかということをお聞きしたいと思います。

今、発災までの部分に対する計画であるとか、事前復興とか諸々の計画があるかと思いますが、今回は事前復興の意味合いで、発災した後にどのような復興計画があるのかというのを教えていただきたいのです。

一般的に議論されてきましたのは、生活者の再建に関する復興の計画等々であったと思うのです。例えばまちづくりの復興の計画であるとか、公共施設の復興の計画であるとか、諸々あるかと思うのですけれども、今、全般的にどんな状況なのかというのを教えていただければと思います。

### 明星防災対策推進課長

ただいま、仁木委員より、どのような事前復興があるのかについての御質問を頂いております。

被災後の市町村全域における復興の方針等を定めた事前復興計画という計画がございます。こちらの事前復興計画につきましては、具体的には被災後のまちづくりの姿でありますとか、応急仮設住宅用地及び災害廃棄物の仮置き場の候補地選定などといった大

規模災害の発生の前に準備しておく事や実践していく事を項目を立てて整理いたしまして、大規模災害により甚大な被害を受けた後の迅速かつ円滑な復興を図ることを目的とする計画となってございます。

また、各地区ごとのまちづくりの目標や課題などを踏まえまして、復興後の市街地整備の方針を定めた事前復興まちづくり計画というものがございまして、こちらにつきましても、単独で作成することが可能となっております。

#### 仁木啓人委員

この復興の計画の基本的な方針というものは、今あるものをそのまま復興していくというものなのか、それともいやいや違います、例えば沿岸部でしたら、災害時、津波が来て、浸水想定区域が被災して、そこではなくて高台移転になるとか。それとか、例えば公共施設の集約をしていくという観点で、改めての復興の仕方なのか、どのような方針なのかというのを教えていただきたいのが1点。

もう一つは、復興する際は、計画を立てても予算がなかったら何もできない話だと思うのですけれども、いざ発災しました、復興していきますという際には、手厚く国からいろんなものがあるとは思うのですけれども、持ち出し分というのは少なくて済むのかどうか、状況を教えていただければと思います。

#### 明星防災対策推進課長

ただいま、仁木委員より、被災後のまちづくりは、どのような姿を検討していくのかという御質問を頂いております。

まちづくりの姿につきましては、仁木委員がおっしゃいましたように、例えば公共施設の統廃合でありますとか、高台移転といったようなことも、検討することも可能と考えております。

#### 仁木啓人委員

財源については手厚いという部分が何となく皆さん分かっていると思うのですけれども、どういう見立てで、持ち出し分というのはどれぐらいとかというのは、過去の他県の経費で、どんな感覚なのか教えてもらえますか。

#### 山本河川政策課長

ただいま、仁木委員から、復興時の国の補助率の御質問を頂戴いたしました。

持ち合わせの資料で簡単に御説明させていただきますと、東日本大震災の時の被災地の状況でございます。防災集団移転促進事業等は基本的には国の補助率が4分の3になっておりまして、残り4分の1が地方負担分という形になるのですが、こちらにつきましても復興の交付金とか地方財政措置がございまして、これを合わせて100%、国の負担であったと伺っております。

#### 仁木啓人委員

復興の計画というのは、そういったところで非常に大事になってくると思うのです。新たなというか、現状、復興計画があるものを乗せていくというのは、財政的にも負担が軽減されていくように見受けられるわけでして、こういった観点から、いろんなまちづくりの計画というのも、どういうものを作っていくか、どの程度で作っていくか、例えばすけれども、震災後に耐えられるようないいものを作る、もしくは発災を見越した上で、中途半端なものではなくて仮設的なものを作っていく、ここの2択というのが経営的に必要になってくるかと思うのです。質問は最後になりますが、改めて確認なのすけれども、例えば30年後、50年後で言えば、最新の発災確率はどのようになるのか、教えていただければと思います。

#### 明星防災対策推進課長

ただいま、仁木委員より、南海トラフ巨大地震の発生確率についての御質問を頂いたかと思います。

南海トラフ巨大地震の発生確率につきましては、政府の地震調査研究推進本部が去る9月26日、これまでの地震発生確率の計算に用いてきました地震時における高知県室津港の隆起量データに誤差があるとの新たな知見を踏まえまして、地震発生確率の見直しを行ったところでございます。

この見直しにおきましては、南海トラフでマグニチュード8から9クラスの巨大地震が発生する確率につきまして、今後30年以内で申しますと、隆起量データ及び地震発生履歴を用いる計算モデルによりますと60%から90%程度以上。もう一つございまして、地震の発生履歴のみを用いる計算モデルによりますと20%から50%という発生確率が併記されております。

なお、国におきましては、疑わしいときは行動せよとの考え方に基づきまして、二つの計算方法の中でも高いほうの確率値60%から90%程度以上を強調することが望ましいとされております。

なお、そのほかの発生確率で申しますと、隆起量データ及び地震発生履歴を用いる計算データによりますと、今後10年以内につきましては、ほぼ0%から40%、今後20年以内につきましては20%から80%、今後40年以内につきましては80%から90%程度以上、今後50年以内につきましては90%程度もしくはそれ以上となっております。

もう一つの地震発生履歴によります計算モデルによりますと、今後10年以内が0.07%から9%、今後20年以内が6%から30%、今後40年以内が40%から70%、今後50年以内が60%から90%となっております。

#### 仁木啓人委員

今のお話を聞いてみると、50年以内が90%という確率で非常に高いと思います。

まちづくりは少しずつ進んでいっても、長期的に言えば30年、50年掛かっていたり、今から公共施設を作ったとしても耐用年数30年とか50年とかになってくるというところで、復興計画と公共施設の新たなやり方というのは、リンクさせながらやるべきではないかなというのが一つあります。いずれにしても大切なのは、事前復興の公共施設であるとか、

まちづくりであるとか、そういったところにしっかりと復興計画が立てられているか、立てられていないかによって、県民の持ち出しのお金であったり、いち早く復興を成し遂げていくというところにつながってくると思うわけなのです。

これが最後ですけれども、これは県が立てる計画なのか、それとも市町村が立てる計画なのか、どちらなのかということと、市町村であるならば、市町村で計画ができるない所というのがあるのかどうか、具体的に教えていただければと思います。

#### 明星防災対策推進課長

ただいま、仁木委員より、事前復興計画についての御質問を頂いております。

まず1点目、事前復興計画の策定主体につきましては市町村となっております。現在、県内で事前復興計画を策定しておりますのは牟岐町と海陽町となっております。

県におきましては、早期の事前復興計画の策定を促すために、沿岸市町を中心に個別訪問しているところでございます。

#### 仁木啓人委員

これ以外はないということだろうと思います。事前復興は大事だと思いますので、その点、行っていただいているということだと思いますから、引き続きお願ひできればと思います。

#### 達田良子委員

今、御報告がありました何点かについて、お尋ねをしたいと思います。

一つは、今、お話があった耐震改修促進計画についてですけれども、これは令和8年から令和12年度までということですが、耐震化の対策を加速していくかなければいけないと誰もが思っていると思うのです。計画の素案というところで中を見てみると、なぜ耐震化がなかなかできないのかということで、費用の負担が最大の要因となっているということが言われております。

特に高齢世帯では、今後、長く住まないからとか、倒れても構わないとか、そういうことで耐震化がなかなかできないと、そしてお金がないからというのが一番で、アンケートを見ましても、高齢世帯では耐震改修工事に対して想定している個人の費用というのが0円というのが一番多いのですよね。

年金暮らしであるとか、より収入のない世帯が耐震改修してくださいと言われても、なかなかできないという現状があると思うのです。これに対して命を守るという視点で、低所得の方に対して、県としてどのような対策をして耐震化を進めていくのかという点についての計画というのが、全部読めていないので分からぬのですけれども、あるのかどうかお尋ねしたいと思います。

#### 藤本住宅課長

今回の耐震改修促進計画の中で素案を作成するに当たりまして、耐震化率が公表されていない13市町村について実態調査を行っております。

併せてアンケート調査を行っている中で、達田委員からもお話がございました耐震化を躊躇する一番大きな理由は、費用負担があるというところで、これは、高齢世帯も一般世帯も同じでございますけれども、やはり、余り耐震化の進んでいない高齢世帯におきましては、今後、長く住まない、大丈夫だと思う、倒壊してもよいというような理由もあり、耐震化を諦めている方に対して、市町村や関係団体と連携しながら、耐震化の必要性についてアウトリーチ型の啓発を進めていくというところは必要かと思います。

費用負担というのが最大の理由というところで、財政的支援をもう少しすべきではないかというお話でございますけれども、昨年の6月議会でもお認めいただいたとおり、耐震改修の補助に関しましては、最大で200万円と、これは全国でもトップクラスの補助でございます。また利子補給等についても制度を創設するなど、財政的支援についての制度拡充はこれまで進めてきたところでございますので、引き続き進めていきたいと考えております。また、耐震改修は非常に費用が掛かるのですけれども、個人の費用負担を小さくできる耐震シェルターでありますとか、耐震ベッドについても、これから重点的に啓発を進めてまいりたいと考えております。

### 達田良子委員

このアンケートは非常に重要な試算を出されていると思うのです。

現状はどうか、そしてこれからどうするべきかということが、ここに現れているのではないかと思うのですけれども、県西部、県央、それから県南と、それぞれ少しづつ意識が違うということも現れています。この中で、耐震改修の制度を知らなかつたという方もいらっしゃるということなのです。

ですから、耐震改修については市町村が頑張って耐震してくださいよというようなことで、PRもしていくということが大事なのですけれども、各市町村の力だけでは、なかなか徹底できないという面もあるかと思うのです。

まず制度を知らせていく、それから費用が掛からないようするには、どうしたらいんだろうかという事もお知らせをしていくということで、以前これに力を入れていた時には、建設業のリフォームをされている大工さんとか専門の方が一軒一軒回ってきて、ここはこういうふうにしたらいですよというアドバイスをしながら耐震改修を勧めて回ったという年もございました。やはりそういう取組が必要なのではないかと思うのです。

県として市町村を支援するということが非常に大事だと思うのですけれども、どういう支援をして、そして市町村がどんどんと動いていけるようにしていくのかという、そこが鍵になっていると思うのですけれども、この点いかがでしょうか。

### 藤本住宅課長

達田委員の御指摘のとおり、制度や手続き方法が分からぬという方も、まだまだいるというところで、周知とか啓発の必要性があるということは、このアンケートの結果でも分かったところでございます。

これまで戸別訪問による啓発等は進めていたところでございますが、対象となる住宅を積極的に訪問を行うというアウトリーチ型の啓発というものは、今回の実態調査におき

ましても、県の職員と、市町村の職員と、連携しながら一緒に2,000軒余りの住宅を回ったところです。なぜ耐震化や減災化が必要なのか、具体的な行動に移すための手順と制度の流れ等について、それぞれの世帯に必要な情報を丁寧に説明して回ることが必要ではないかと考えております。

### 達田良子委員

今、全国で、特に東北などで、地震が起きても、耐震化がかなり進んでいるので、大きな被害がなかなかないものの、能登半島のように古い住宅がたくさんあるところでは、軒並み倒壊しているということがありました。このアンケートを見ますと、地震が起きても大丈夫だと思うというのが、かなりあるのです。県西部で12%、県央で15%、県南に至っては25%の方が大丈夫だと思うと思っているのです。

それと、長く住まないからということで、倒れてもいいという方もいらっしゃるのが一番多いです。大体あと5、6年とか、長く住んでも10年とか言って、その間に起きたら仕方ないという方もいらっしゃる。私もそういうお話を直接聞きましたので、かなりそういう方がいらっしゃるのではないかと思うのです。

もしかしたら、明日地震が来るかも分からぬのです。備えというのがすごく大事だと思いますので、県と市町村とが連携をして、そういう方のお一人お一人の状況に合わせて分かっていただくという、そういう地道な活動というのがすごく大事だと思うのです。

ここにも書かれておりますけれども、各々の事情に応じた対策の誘導が必要ですということをきちんと書かれているわけなのです。ですから、そういう県としての対策を立てて、そして予算も付けて、人を配置して説得していくという地道な活動が必要だと思います。

耐震の診断に対しても、面倒だとか、お金が掛かるとか、そういう方もいらっしゃるので、無料にしている市町村も多いことを知らない方もいらっしゃるかと思います。ですから、そういうところからこつこつと改修を広めていけるように、是非お願いしたいと思います。これは強い要望としてお願いしておきます。

それから、例えば病院であるとか、スーパーであるとか、人が集まるような所で、まだ耐震化率が低いという所もあります。そういう所の耐震については、どのような対策をされているのでしょうか。

### 藤本住宅課長

まず、建築物の耐震改修の促進に関する法律により建物所有者に耐震診断の結果報告が義務付けられている建物で、達田委員の御指摘がございました多数の者が利用する建築物のうち、延床面積が5,000m<sup>2</sup>以上などの大規模建築、また地震により倒壊した場合、避難や救援物資の輸送の障害となるおそれがある緊急輸送道路の沿道建築物などにつきまして、重点的に耐震化に取り組んでいるところでございます。

### 達田良子委員

特定建築物の耐震化というところでも詳しく数字が出されております。小学校、中学校等につきましては、主な建物は100%の耐震化ができているというのに対して、一般の建

物、例えば飲食店等が50%、それから事務所などが79.3%とか、百貨店とかマーケットその他の物品販売をしている店舗が67.4%というようなことで、ずらっと数字が出されているのですけれども、人が集まる所、そういう所で、もし買い物をしている時に地震が来たらどうなるのだというような心配もございます。

そういう所に対して耐震化をする場合に支援というか、これは市だけではなかなかできないと思うので、県とか国とかが支援ができる、そういう制度があるのか、そしてそれがきちんと知らされているのかという点でお尋ねしたいと思います。

#### 藤本住宅課長

まず、そういう建築物の耐震化の支援につきましては、市町村が窓口になるのですけれども、耐震診断につきましては、3分の2から100%の補助、耐震改修につきましては23%から15分の11の補助率で助成をしているところでございます。

#### 達田良子委員

こういう制度を充実させて、あらゆる建築物で、どこにいても建物の下敷きになったということがないような取組をしていただきたいと思います。

非常に高齢化が進んでいるので、高齢者の皆さんの命を守るということ、周りからも守る、そして御本人の意識が変わっていくということも大事だと思うのです。

それで、ある所で、いや津波が来たり、地震が来たりしたら押し潰されても構わないという方もいらっしゃるのですけれども、地道に徐々に説得していく中で変わってくる。

それから避難訓練なども適切に定期的にやっていく中で、こういうルートを通って、きちんと避難ができるというふうになっていくということで、日頃の取組がとても大事だと思いますので、耐震をするということを念頭に、是非これを頑張って進めていただきたい、制度の充実をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それともう1点、廃棄物処理計画について資料も出されておりますけれども、一般廃棄物につきましては、令和12年度で30%、リサイクル率が30%ということで、国の目標値を踏まえて現行の目標を継続していくのだということで書かれておりますけれども、この30%にするという取組の最大の目玉は、どこをどういうふうにしていくのか、その点をお尋ねできたらと思います。

#### 加藤環境指導課長

ただいま、達田委員より、廃棄物処理計画の一般廃棄物のリサイクル率30%に向けて、どう取り組んでいくのかという御質問を頂きました。

一般廃棄物のリサイクル率でございますので、基本的には市町村の取組を県として支援していくということが重要なことだと考えております。缶、ビン、ペットボトル等、既に資源循環が進んでいるものは市町村でも推進されておりますので、特にリサイクルが進んでいないものというもの、プラスチック類ですとか、あるいは小型の家電製品等など、そういうもののについて他県の事例ですとか先進的な事例なども市町村と一緒に研究しながら

ら、リサイクル率を向上させるためにどうしていったらいいのかというのを県として支援していくことが重要ではないかと考えております。

### 達田良子委員

リサイクル率なのですけれども、リサイクルというのは再生できるごみを収集して、そしてそれが新たな製品として再生できる、また同じ製品として再生するというような取組があると思うのですけれども、市町村によってかなり大きな開きがあるとお聞きしております。

その開きといいますのは、ごみの最終処分場がどういう処分場であるのかとか、あるいはごみ処理場がどういう処理場になっているのかということに大きく関わって、きちんと分別してくださいという所もあるし、みんな燃やせるですよという所もあるということで、そこでリサイクル率が大きく変わってくると思うのです。

ですから、市町村におけるごみ処理の在り方というのも、リサイクル率を高めるような状況にしていただくということがとても大事だと思うのですけれども、県としてどのような指針を出しておられるのでしょうか。

### 加藤環境指導課長

ただいま、達田委員から、ごみのリサイクル率を県としてどう推進していくのかという御質問を頂きました。

今、御指摘のとおり、いわゆる家庭から出るごみをどう分別して回収するかというのは市町村の自治事務でございまして、基本的にはごみの種類の分け方とか集める回数とか、全て市町村が主体的に考えていくところではございますが、一方でリサイクルの向上というのは国全体の目標値も掲げられており、資源が枯渇する中で、あるいは最終処分場がひっ迫する中で、いかにリサイクル率を高めていくのかというのは国全体で大きく考えていくところかと思っております。各種リサイクル法の制定ですとか、あるいはプラスチックの新法の制定ですとか、国自体もそこの機運を高めるための法律的な縛りを、国としては事業者、製造メーカーとかに、これから更に縛っていくというようなところも考えられるところでございます。県としては国の大いな方針も踏まえながら市町村に働き掛けを強く行なっておりまして、リサイクルを高めるためにどう工夫ができるのか、一つ一つ市町さんにお聞きしておりますと、人的なリソースの限界、現状の施設の限界というのはございますが、その中でも体制を強化して、あるいは回収の品目を少しでも分けて、そういう回収の数が、率が上がるよう取り組めるように、県としても働き掛けをしていければと考えております。

### 達田良子委員

市町村の努力というのは、最終的には地域住民の皆さんの意識に大きく関わっていると思うのです。

プラスチックごみにしましても、綺麗に洗って出している所、それからぐちゃぐちゃになつて、何もかも一緒にしている所もあるそうなのですけれども、綺麗に洗って出す所は

資源として回収して利用することができるけれども、無茶苦茶なものは、なかなか引き取っても利用のしようがないということで、そこを変えていくということが必要だと思うのです。住民の皆さん意識というのをこつこつと変えられていった市町村の努力があると思うのです。

そういう中で、県が市町村と連携して、住民の皆さん一人一人とごみ出しのときに、こういうふうにごみを出しましようと意識を変えていく必要があると思うのです。

混ぜてしまえばごみですけれども、綺麗にして分別すれば資源として回収できると、石油にしても、何にしても限りがあるわけですから、無尽蔵にあるわけではありませんので、ごみの中から再生できる、リサイクルできるものをきちんとリサイクルしていくという、そういう取組がとても大事なことだと思います。

それで、市町村にお任せというのではなくて、県ができるることは、PRとかいろんなことで頑張っていただきたいと思うのです。

それで、目標達成に向けた基本施策というところで、適正処理の推進で、例えば不法投棄、野焼等の対策強化、それから海岸漂着物対策の充実とか、昨日も総務委員会でしたが、リチウムイオン電池等の適正処理の推進というようなことが書かれております。

こういう適正処理の推進に対して、県がどのような体制で、どう頑張っているのかということをお尋ねしておきたいと思います。

### 加藤環境指導課長

適正処理の推進に向けての県の取組の状況について御質問を頂きました。

不適正処理がはびこると、きちんとリサイクルに回らないということで、昨日の総務委員会でも福山委員から御質問を頂いたところでございますが、県としては、そういった適正処理をしっかりと遵守いただく啓発と取締まりの監視、パトロールというものをまず重点的に、最も取り組めるところでやっていきたいと思っております。啓発という意味で、先日もあすたむらんど徳島でパソコンの解体教室というのを県として初めて取り組みました。

親子で参加ということで、小学生、中学生とお父さん、お母さん方で参加いただいて、実際にドライバーでパソコンを解体するのを御覧いただいて、その中に希少な金属があって、これはリサイクルできるのだというようなことを一つ一つ、講師先生に教えていただくというようなことで、お子さん方もリサイクルというのを実際に目の当たりに、あるいは自分の手で確認していただくというような啓発の取組をさせていただきました。

そういった取組というのも県として今後も展開していくことで、小さなお子様からリサイクルの意識を強く持ってもらって、親子で、家庭でリサイクルの意識を高めていただくということを、県としてもしっかり発信できればと考えております。

### 達田良子委員

この計画素案につきましては、今後のスケジュールで、最後に12月からパブリックコメントの実施というのがございます。

広く県民の皆さんに御意見を伺うというのはとても大事なことだと思いますので、パブリックコメントに意見が出しやすいような状況、この素案を広く知っていただくというこ

とが大事だと思いますので、1か月したら締め切って、またこんなのがありましたと。大体パブリックコメントというのは、余り意見が寄せられない場合があるのですけれども、ごみ問題は全ての県民に関わることですので、皆さんの中に留まって、そして意見が多く出していただけたと、こういうふうにして進めていきましょうよという声をどんどん出していただけたような工夫をしていただけたように、是非お願いをしておきたいと思います。

それから、緊急の問題なのですけれども、昨日もお話をしたのですが、今、ドクターへリが定期的に休みます、整備士不足で休まなければいけないという期間がありますということで表が出たりしているのですけれども、こういう状況がいつまで続くのか、解決できるのかという点。それから、その代わりに防災ヘリがきちんと救急搬送していただいているということなのですけれども、実際に、今、山火事であるとか、いろんなことで防災ヘリが出動しなければいけないこともあるかと思うのです。どの程度出動していく、そしてドクターへリの代わりの出動がどの程度あるのか教えていただけたらと思います。

#### 岡本医療政策課救急・災害医療対策室長

ただいま、達田委員から、ドクターへリの運航状況につきましての御質問を頂きました。

現在のところ運航委託会社の整備士不足により、12月におきましても1日から6日までの6日間、停止となっております。

今後の状況でございますが、1月以降につきましては、現在、ヒラタ学園をはじめ、国とも連携を取りながら対策を検討しているところでございますが、介護休職中の職員の復帰ですとか、あと整備士の配置の工夫等も検討しております、今後どのような対策、運航状況になるのか確認しているところでございます。

来年度以降につきましても、現在、運航会社を訪問しまして、通常運航ができるように依頼をしているところでございまして、引き続き国とも連携を図りながら、安定した運航体制の確保を図っていきたいと思っております。

#### 奥田消防保安課長

本県消防防災ヘリうずしおの出動回数についての御質問でございます。

本年度、ドクターへリの運航停止期間といたしましては、先週までで、8月18日からの7日間、10月8日からの6日間、11月4日からの5日間の計18日間でございます。

うずしおの緊急出動の回数としましては、先週まで28件でございまして、この18日間にドクターへリ的機能で出動した緊急運航は1件でございます。

#### 達田良子委員

あってはならないのですけれども、大きな集落が燃えてしまったとか、火事の被害が全国でありますね。ですから、防災ヘリが出動しなければいけない機会というのが冬場に多いのではないかなと思えるのです。

そういうときに、急病人や怪我人が出て、救急搬送しなければいけないというときに重なってしまうと、他の県からも応援を頂けるということなのですけれども、結局他の県にとってみても、そういう時期はいろんなことがある時期に重なるのではないかと思うので

す。

ですから、できるだけ早くきちんと運航できるように、ドクターヘリに復活していただくということが一番だと思うのです。こういう状況は、何が原因なのか、いつまでに解決できますというめどがきちんとあればいいのですけれども、それはどういうことになるのでしょうか。

#### 岡本医療政策課救急・災害医療対策室長

ただいま、達田委員から、今回の事案の原因と目途につきまして御質問を頂きました。

今回、原因となりますのは、先ほどもお話がありましたとおり整備士の不足によるものでございます。整備士の不足につきましては全国的な課題でございまして、国に対しても緊急要望をしているところでございます。

めどにつきましては、今現在、運航会社のほうに運航依頼を行っているところでございまして、速やかに運航できるように調整しているところでございますので、引き続き対応してまいりたいと考えております。

#### 達田良子委員

根本的に、縁の下の力持ちといいますか、ドクターヘリを支えている人材が不足していると、これが全ての会社で同じ状態なのか、それとも委託をしている会社の特徴的なことなのか、そこらが私は分からぬのですけども、人材をきちんと育成していくということから、とても大事なことではないかと思うのです。

そういう点に対して、県が何か関わりを持って、もっときちんと人材育成をしていきましょうという対策は立てておられるのでしょうか。

#### 岡本医療政策課救急・災害医療対策室長

ただいま、達田委員から、整備士等の人材育成に関する御質問を頂きました。

整備士等の人材につきましては専門性を要するというところがございますので、今まで民間の運航会社に運航委託をしているところでございます。

県としての取組でございますが、引き続き、国土交通省、航空局とも連携を行いまして、航空局が進めています人材育成の取組を基に連携を図りながら対策を検討していきたいと考えております。

#### 達田良子委員

本当に安心できる救急搬送の体制が整えられるように是非お願いしたいのです。

防災ヘリに関しましては、火事がありました、出動というだけではなくて、日頃から訓練なさっていますよね。実は私は那賀川南岸堰の近くで畠仕事を時々やっているのですけれども、南岸堰で消火訓練をされています。時々、それが見えるのですけれども、常日頃からこういう訓練をされて実際に活動されているのだなということを見ているのですが、それはそれで災害のときに出動しなければいけないという役目があると思います。

ですから、それぞれがそれぞれの立場で、きちんと活動できるような体制を目指して頑

張っていただきたいということを申し上げて終わります。

### 仁木啓人委員

ドクターへリの関連なんですけれど、ドクターへリの運航というのは関西広域連合に拠出して、関西広域連合が運航していると思うのです。細かい話をして申し訳ないのですけれども、これは医療の部会を担っているのは徳島県ですから、併せてドクターへリも大問題だからお伺いするのですけれども、運航が休止している間というのは、その分の委託料というのはどんな感じになるのですか。

### 岡本医療政策課救急・災害医療対策室長

ただいま、仁木委員から、今回のドクターへリの運休期間中の経費につきましての御質問を頂きました。

今回の運航停止期間中におきましては、委託料の減額を行っているところでございます。

### 仁木啓人委員

減額だけの話をしたら細かい話になるから、頭の体操をすれば、整備士不足というのは、逆に言えばお金の問題で解決できるのですか。

例えばもっと増額した予算で委託すれば解決できる話なのか、いやそうではないのだという話なのか、どちらになるのですか。

### 岡本医療政策課救急・災害医療対策室長

ただいま、仁木委員から、今回の解決に向けた予算の関係につきまして御質問を頂きました。

今回の整備士不足につきましては、全国的な課題でございまして、各運航会社とも余剰のないような状況でございます。

例えば委託料の増額を行ったとしても、各運航会社のほうでリソースがないところがございますので、金額によるものでもないかと考えております。

### 仁木啓人委員

お金の話でないというのが一番解決しにくいものだとは思うのです。

ただし、これは関西広域連合の議会も、この委員会でも、過去からずっとこういうことについてのリスクヘッジという部分について議論されてきているはずなのです。

それをプロパーの職員というか、体制を作っていくとか、いかないとか、これを組み合わせていくとかいう議論をしてきたわけです。でもそれは選ばれなかったわけなんです。その議論が進まなかつたことによって、こういう結果というのが出てきていると思う。

だから、あらゆる手段を考えながら、想像しながら立案していかなかつたら、こんな体制がずっと続いたら大変です。

達田委員も阿南市、我々の阿南市にもへき地、離島がありますし、南のほうへ行ってもへき地も離島もありますから、そこら辺しっかりと運航再開すること、どうしてい

くかというのを、あらゆる観点から手段を見出していただきたい。

早くこれをしてもらわなかつたら、それをメインでやっているのに、関西広域連合に入っている意味が無くなってくる。本県は他県よりも拠出額が多いところがあるのです。

これはドクターヘリの運航のために、年間2億円幾らという予算をずっと付けているわけではないですか。実は大阪よりも多いのです。

だからそこら辺を考えて、きっちりいろんな考え方を持っていただいて、プロパーは駄目だとかいう話ではなくて、プロパーのこういうところは大丈夫だけれども、こういうところはコストが掛かるとかいうのであれば、例えば整備士の部分だけプロパーで雇うとか、そういういろんな手段を駆使していただきたいということを申し上げておきたいと思います。よろしくお願いします。

古川広志委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、防災・環境対策特別委員会を閉会いたします。（11時31分）